

## 役員候補者選考における外部・女性役員の選考に関する要領

### 第一章 目的

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人日本スケート連盟（以下「当連盟」という。）の細則第9条の定めに基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員候補者の選考における外部役員及び女性役員の推薦に関する細目について定める。

### 第二章 役員候補者の選考

(外部理事及び女性理事の目標割合)

第2条 当連盟は、外部女性理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上とする。

(外部理事及び女性理事候補者の推薦数)

第3条 会長は、前条の目標割合を達成するため、有識者の選出区分から外部理事候補者7名以上を推薦し、次の各号の選出区分から各号に定める女性理事候補者の推薦を受けるように努め、有識者の選出区分から推薦する者を含め、原則として女性理事候補者10名以上を推薦するものとする。

- (1) 加盟団体代表 3名以上
  - (2) 部門代表 スピード部門及びフィギュア部門からそれぞれ1名以上の計2名以上
- 2 前項第1号の加盟団体代表理事の推薦については、各ブロックにおいて、男性候補者及び女性候補者を1名ずつ優先順位並びにその理由を付して推薦するものとする。この場合、役員候補者選考委員会は、前条の目標割合や優先順位の理由とされたブロックの事情等を考慮し、理事候補者を選考する。

(女性監事候補者の選考)

第4条 定款第26条に定める監事候補者3名のうち、女性監事候補者は1名以上とする。

### 第三章 評議員候補者の選考

(外部評議員及び女性評議員の目標割合)

第5条 当連盟は、外部評議員の目標割合を10%以上、女性評議員の目標割合を30%以上とする。

(外部評議員及び女性評議員候補者の推薦数)

- 第6条 会長は、前条の目標割合を達成するため、有識者の選出区分から、外部評議員候補者7名以上を推薦するものとし、次の各号の選出区分から各号に定める女性評議員候補者の推薦を受けるように努め、有識者の選出区分から推薦する者を含め原則として女性評議員候補者を20名以上を推薦するものとする。
- (1) 学連を除く加盟団体代表47名のうち、15名以上
  - (2) 部門代表8名以内のうち、スピード、フィギュア、普及部からそれぞれ1名以上の計3名以上
- 2 前項第1号の加盟団体代表の評議員の推薦については、男性候補者及び女性候補者を1名ずつ、優先順位並びにその理由を付して推薦するものとする。この場合、評議員選定委員会は、優先順位の理由とされた加盟団体の事情等を考慮し、1名を評議員候補者、他の1名を補欠の評議員候補者として選考する。

(外部理事、外部評議員の定義)

- 第7条 本要領第2条の外部理事並びに第5条の外部評議員とは、最初の就任時において、次のいずれにも該当しない者とする。
- (1) 当連盟と密接な関係にある者
    - ・過去4年間の間に当連盟の役職員または評議員であった者（名誉職を除く）。
    - ・当連盟の加盟団体の役職者である者
    - ・当連盟の役員又は幹部職員の親族（4親等以内）
  - (2) スケート競技において、特に高い競技実績を有している者
  - (3) スケート競技において、特に高い指導実績を有している者
- 2 前項の定めに拘わらず、法務、会計、政・財・官界、医科学、ビジネス、その他専門的な知見を期待して任用した場合は、外部理事又は外部評議員と見做すものとする。ただし、当連盟事務局長が理事又は評議員に選任された場合は除く。

(改廃)

- 第8条 この要領の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この要領は、令和6年1月24日から施行する。